

香川県農業再生協議会
肥料価格高騰対策事業実施細則

令和4年10月17日

(目的)

第1条 肥料価格高騰対策事業交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき実施する肥料価格高騰対策事業(以下「本事業」という。)に基づく事業の執行に当たって、適切かつ効率的に事務を行うため、その取扱いを定めるものとする。

(化学肥料低減計画書等の提出)

第2条 実施要領第3に定める取組実施者は、取組計画書を作成するにあたり、支援金の交付を受けようとする農業者(以下「参加農業者」という。)から、業務方法書参考様式第2号により、化学肥料低減計画書を提出させることとする。

2 取組実施者は、化学肥料低減計画書の提出を受ける際に、化学肥料低減に向けた具体的な取組内容や支援の要件を満たしていることなどを確認するとともに、参加農業者に業務方法書細則様式1号により、提出書類、留意点などを確認した旨をチェックして提出させることとする。

(支援金の支払)

第3条 取組実施者は、業務方法書第3条第2項の通知を受けたときには、参加農業者に対して、業務方法書第3条第1項で算出した支援金の見込額を周知するとともに、様式第2号により支援金の振込先の口座情報を提出するよう求めることとする。

2 取組実施者は、県協議会から支援金の交付を受けたときは、速やかに参加農業者に支払いを行うものとする。なお、事前に参加農業者の同意を得ることで、振込手数料を相殺して支払うことを可能とする。

(支援金の返還)

第4条 取組実施者は、参加農業者に支援金を交付したのち、要件を満たさないことが確認された場合や虚偽の申告等不正な事案があった場合など、県協議会から支援金の返還を求められた場合は、参加農業者に対して支援金の一部又は全部の返還を求めることとする。

(事業実施報告)

第5条 参加農業者は、取組実施者が別に定める日までに、様式第3号により化学肥料低減実施報告書(業務方法書参考様式4号)を作成し、取組の確認ができる書類の写しとともに、取組実施者に提出するものとする。

2 前項の提出を受けた取組実施者は、その内容について確認を行い、必要に応じて現地確認を実施したのち、県協議会業務方法書の第8条に基づく報告を行うものとする。

附則

この事業実施細則は令和4年10月17日より施行する。